

次回の運賃・料金の見直しについて

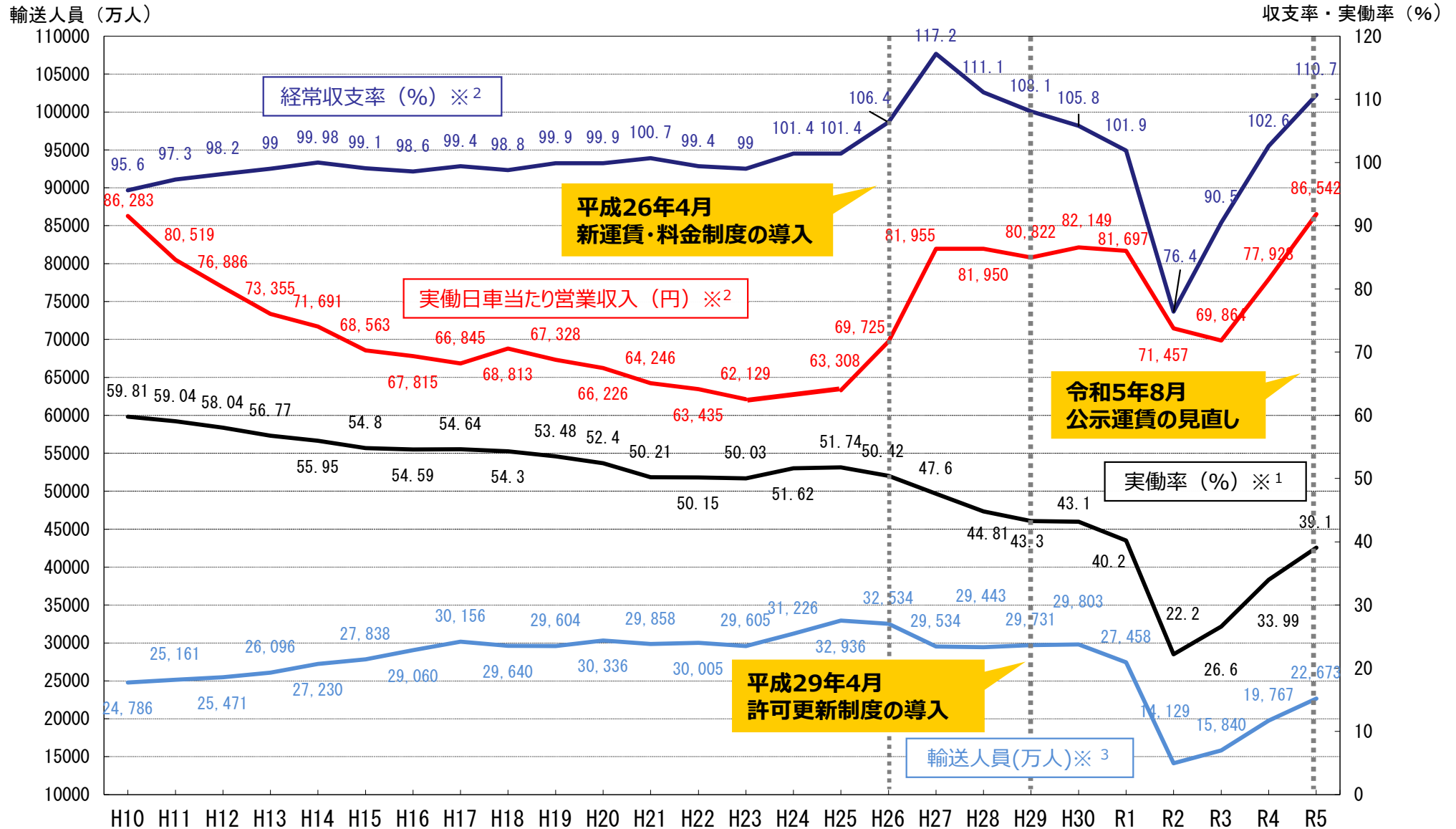
第13回「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」
フォローアップ会合

令和7年3月14日

1. 前回の運賃・料金見直し後の概況について

①貸切バス事業者の概況

- 貸切バス事業者の経常収支率は、新型コロナウイルス蔓延前の水準に戻り、経営状況は改善しつつある。
- 貸切バス事業の実働日車当たり営業収入は、令和5年8月の公示方法の見直しと併せて、下限額の引き上げを実施したこと等により改善が見られる。

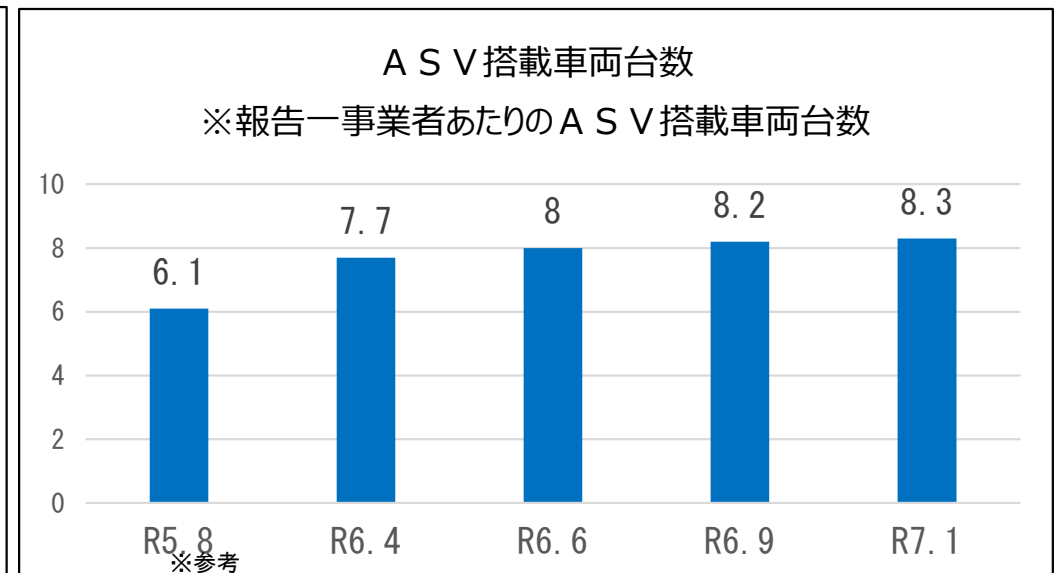
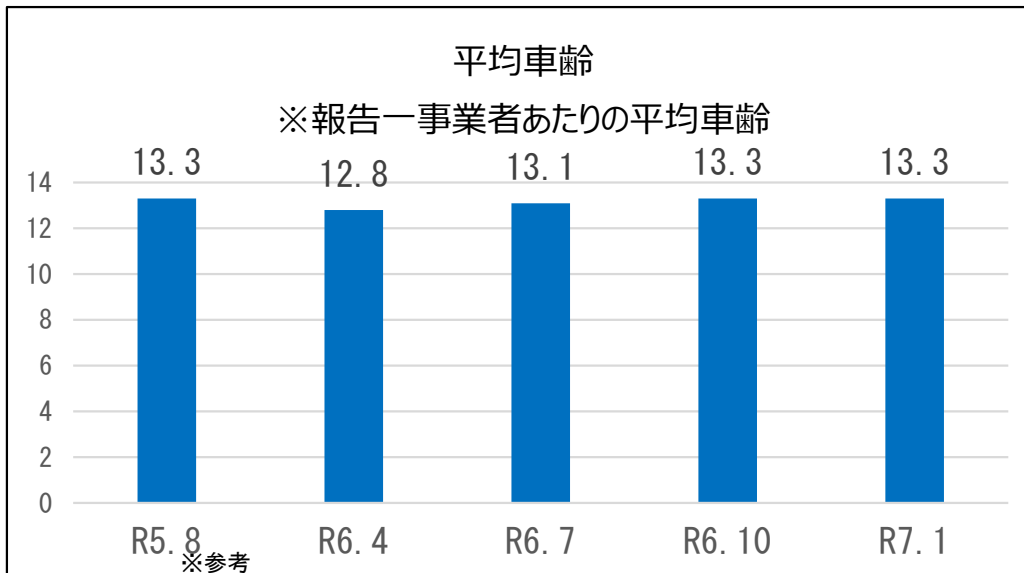
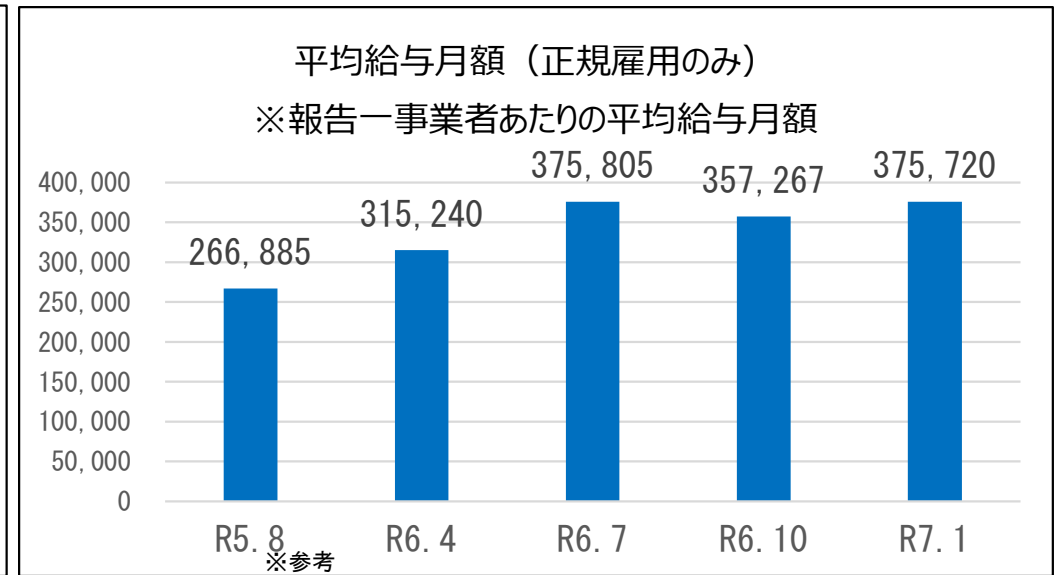
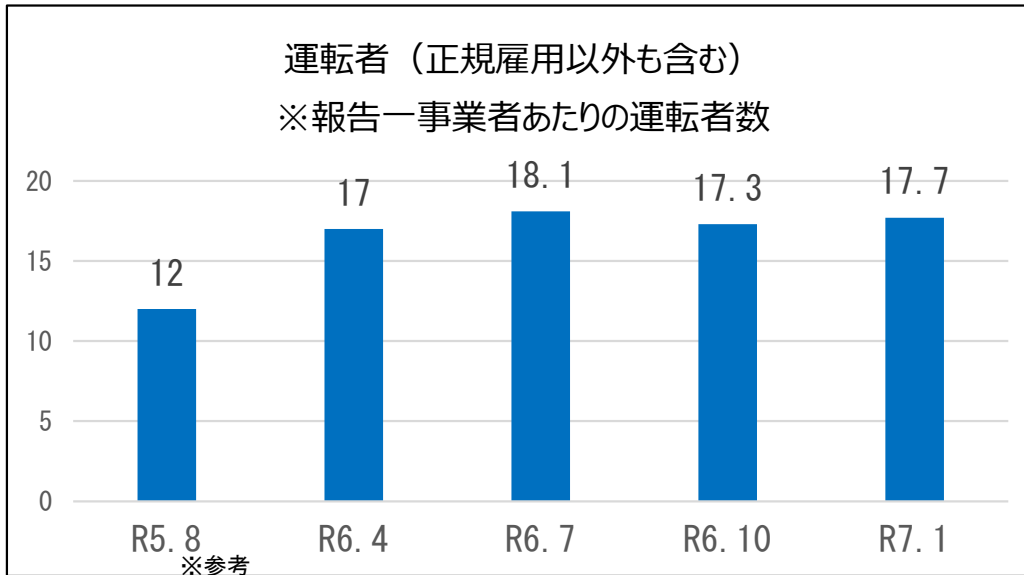


※1 国土交通省物流・自動車局調べ（一般貸切の許認可状況等調査）
 ※2 日本バス協会調べ（日本のバス事業）（24年度の数値については調査対象事業者が異なっているためデータ上記載していない。）
 ※3 国土交通省総合政策局調べ（自動車輸送統計調査）

②運賃・料金見直し後のフォローアップ調査結果

- 運転者数及び平均給与月額は増加傾向にある。
- 平均車齢及びASV搭載車両台数は横ばいとなっている。

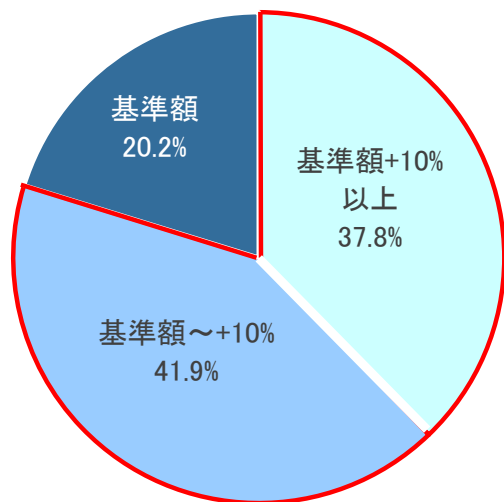
N = 265者



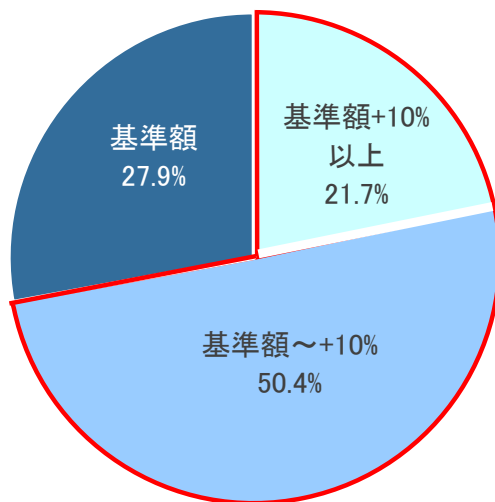
※R5.8の運転者数は数字で見る自動車及び一般貸切の許認可等状況調査をもとに算出
 ※R5.8の平均給与月額、平均車齢、ASVは貸切バス事業者の安全情報報告をもとに算出

運賃制度見直し前と比較して、基準額よりも高い運賃を収受している。

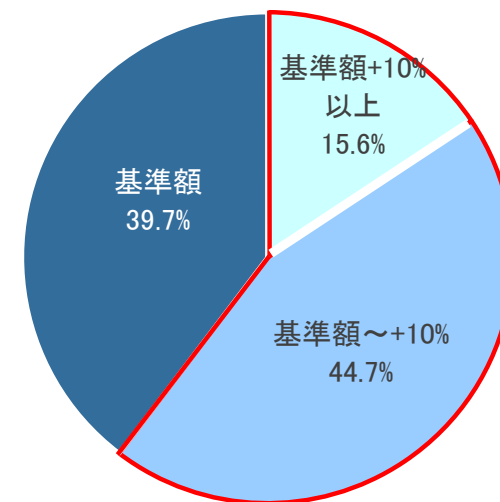
ハイシーズンの運賃



通常期の運賃



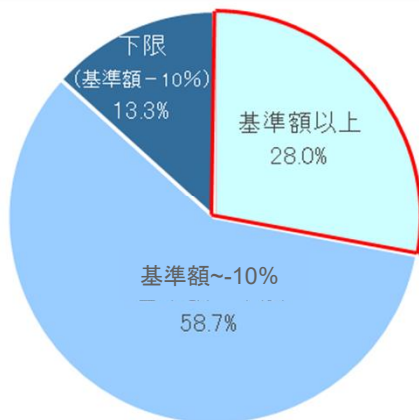
オフシーズンの運賃



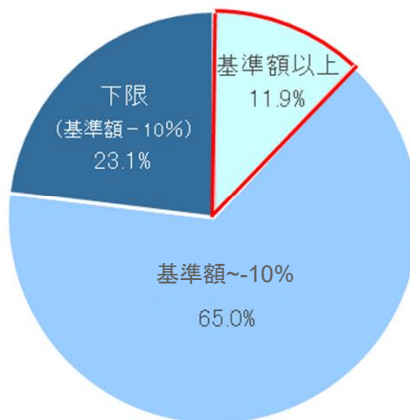
(n=756事業者)

【参考】2023年4月(運賃制度見直し前)の調査結果(n=1,066事業者)

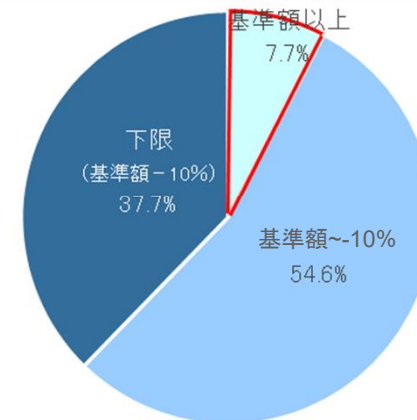
ハイシーズンの運賃



通常期の運賃



オフシーズンの運賃



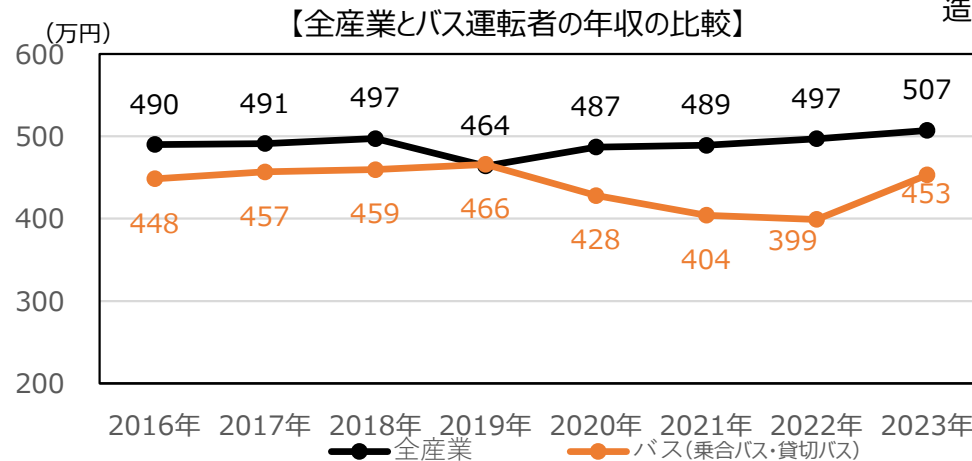
2. 次回の運賃・料金の見直しに向けた論点と対応方針について

① 公示運賃算定の際の person 費の水準について

現状

- バス運転者の平均給与額は全産業平均(※)を下回る状態が続いている。
- 乗合バスについては、令和3年12月より、運賃算定において、地域の乗合バス事業者の平均給与額ではなく全産業平均給与額を用いている。
- 貸切バス業界においても、公示運賃算定に際して全産業平均給与額の採用を望む声が出ている。

※日本標準産業分類に基づく16大産業（建設業、製造業、運輸業、小売業、不動産業等）の平均年収額



現行制度における person 費水準の決定方法

- 全産業平均給与額(注1)よりも貸切バス運転者平均給与額(注2)が高い場合は、後者を採用
- 全産業平均給与額よりも貸切バス運転者平均給与額が低い場合は、両者の和半値を採用

対応案

- **全産業平均給与月額**又は貸切バス運転者平均給与額のいずれか高い方の額を採用する。

注1・・・ブロック別の全産業平均給与月額

注2・・・調査回答事業者の平均給与月額

前回貸切運賃・料金WGにおけるご意見

- 修学旅行について、すでに令和7年の春、秋に関しては、入札により受託する旅行業者は決まっており、入札価格をもとに保護者に積立てをお願いしている。
- 令和7年秋のタイミングで貸切バスの運賃・料金の変更有ると、多くの学校が影響を受けることになるため、運賃・料金の見直しを行うのであれば、もう少し早い時期に実施するよう検討していただけないか。

対応案

①スケジュールの前倒し

当初案では令和7年10月頃に新運賃・料金を公示することとしていたが、**査定作業の迅速化により令和7年9月頃に前倒し**

(スケジュール案)

令和7年6月上旬頃

標準能率事業者の選定作業開始

中旬頃

標準能率事業者の決定

標準能率事業者に対して調査票配布 (回答期限：7月下旬)

8月頃

査定作業

9月頃

新運賃・料金公示

②特例措置実施の前広な周知 (※特例措置の内容について次ページ参照)

保護者が旅行代金を積み立てるといった状況には大きな変更はないことから、**次回の運賃・料金見直し時においても学校行事に対する特例措置を講じることとし、当該措置を3月中に公表・周知すること**としたい。

③特例措置の対象の明確化

特例措置の対象について、「学校行事 (部活動等の課外活動を含む。) として行われる旅行 (「学校行事等に係る旅行)」) としていたが、**学校行事として行われる修学旅行等の宿泊を伴う旅行 (「修学旅行等」) に明確化することとする。**

- 令和5年8月25日付け事務連絡「新たな運賃・料金の実施後に学校行事として行われる旅行に利用される貸切バスの契約にかかる取り扱いについて」（抜粋）

学校行事（部活動等の課外活動を含む。）として行われる旅行（以下、「学校行事等に係る旅行」という。）については、その特殊性にかんがみ、上記附則(※)に関して、下記のとおりとするので、了知されるとともに、管内事業者に周知されたい。

記

1. 新たな運賃・料金の実施日以後、令和7年3月31日までに実施される学校行事等にかかる旅行のバスの手配については、令和5年9月30日までに学校側と旅行業者との間で旅行を催行する旨の合意がなされていれば、貸切バス事業者と旅行業者との間で契約を締結する際に、貸切バス事業者が当該旅行にかかる運送について従前の運賃・料金を適用することを了承した場合には、附則に定める「合意」があったものとして経過措置の対象とすることができる。
2. 貸切バス事業者に対しては、上記1. に該当する運送を引き受けた際は、当該運送であることがわかる書面（受注型企画旅行申込書、手配依頼書等）を運送引受書とともに保存することを求めるものとする。

※「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について」

附 則 （令和5年 8月24日国自旅第148号）

1 本処理要領は、令和5年8月25日より施行する。

2 新たな運賃・料金の実施日までに運送の引受を合意した場合には、契約の締結が実施日以降であっても、従前の運賃・料金による額を適用することができる。

3 2により従前の運賃・料金を適用した場合には、旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書に旧運賃・料金を適用した旨を記載することとする。 8

前回貸切運賃・料金WGにおけるご意見

- より多くの事業者の原価調査結果を収集し、データとしての信頼性を高める必要がある。

(参考) 前回の運賃・料金見直し時に原価調査結果を活用した事業者数

運輸局	北海道	東北	関東	北信	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
活用事業者数	17	30	51	19	21	17	12	18	36	9	230

【標準能率事業者の要件】

- 運輸局ブロック毎等の平均的な実働率を上回っていること (ただし、実働率が95%以上を超える事業者を除く)
- 自動車の転覆、転落、火災、2人以上の死者を生じさせる事故等、自動車事故報告規則第4条の「速報」を行う必要がある事故を起こしていないこと
- 最近の年度中に譲渡譲受、合併、長期労働争議が行われていないこと
- 兼業部門の営業収入に対する貸切バス事業の収入が50%以上であること**
- 保有車両数が6両以上であること

課題

「兼業部門の営業収入に対する貸切収入が50%未満の者」との要件について、地域によっては乗合バス事業と兼業している大手バス貸切事業者が調査対象外となっている。

➔**地域の貸切バス事業の中核を担っている事業者が調査対象となっていないケースが見られる。**

対応案

「兼業部門の営業収入に対する貸切収入が50%未満の者」との要件については廃止し、標準能率事業者を増やすことで、 公示運賃をより地域の実態を適切に反映したものとする。